

カンタンに法規制を確認！
その後の手続きも円滑に！

盛土規制法 事前相談の手引き

Ver3.3

令和7年5月

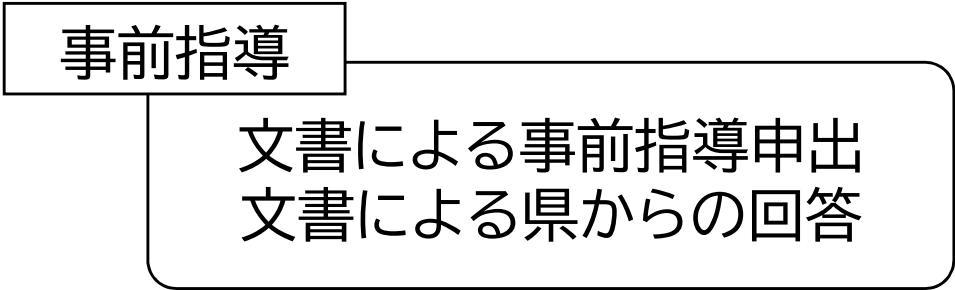
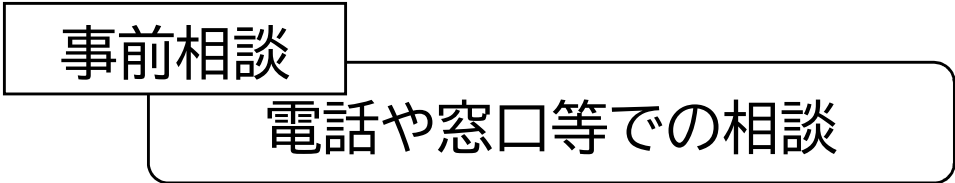
岩手県 環境生活部・農林水産部・県土整備部

まえがき(1)

この手引きは、岩手県(盛岡市を除く)において宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)に基づく許可や届出等の手続きをしようとする場合や、手続きの要否を判断したい場合、同法の相談をしたい場合等において、県や市町村への相談方法を示したものです。

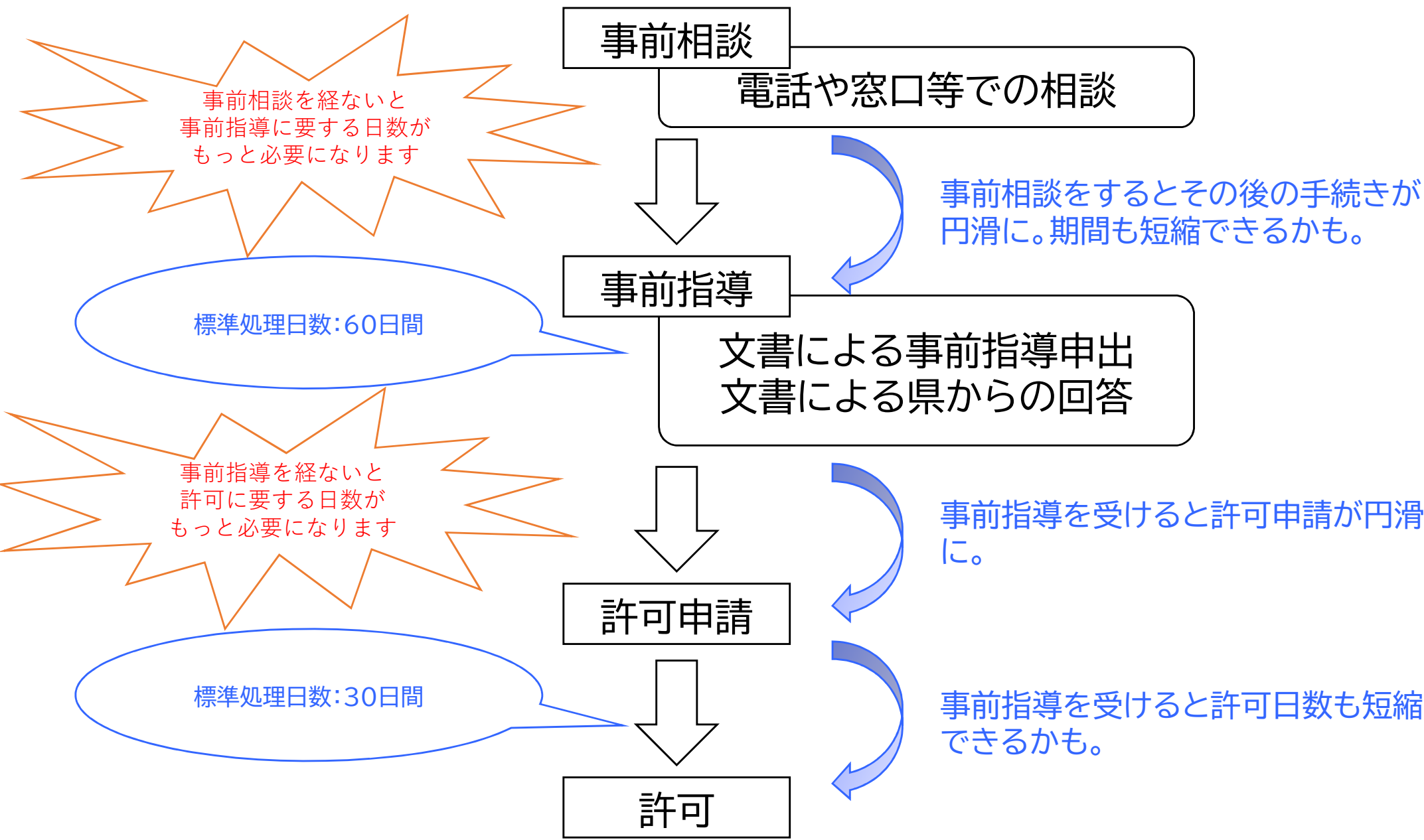
事業の法令遵守確認に御活用いただけます。
また、許可申請等の手続きが必要な場合、事前相談を行うことで、その後の手続きが円滑に進むことが期待されますので、御活用ください。

なお、本県では、電話や窓口等における口頭での相談対応の他に、文書で回答をする「事前指導」という手続きを設けております。
許可申請が必要な案件については、事前指導の手続きを実施してください。
また、例えば、許可不要であることについて文書回答を必要とする場合に御活用いただくこともできます。



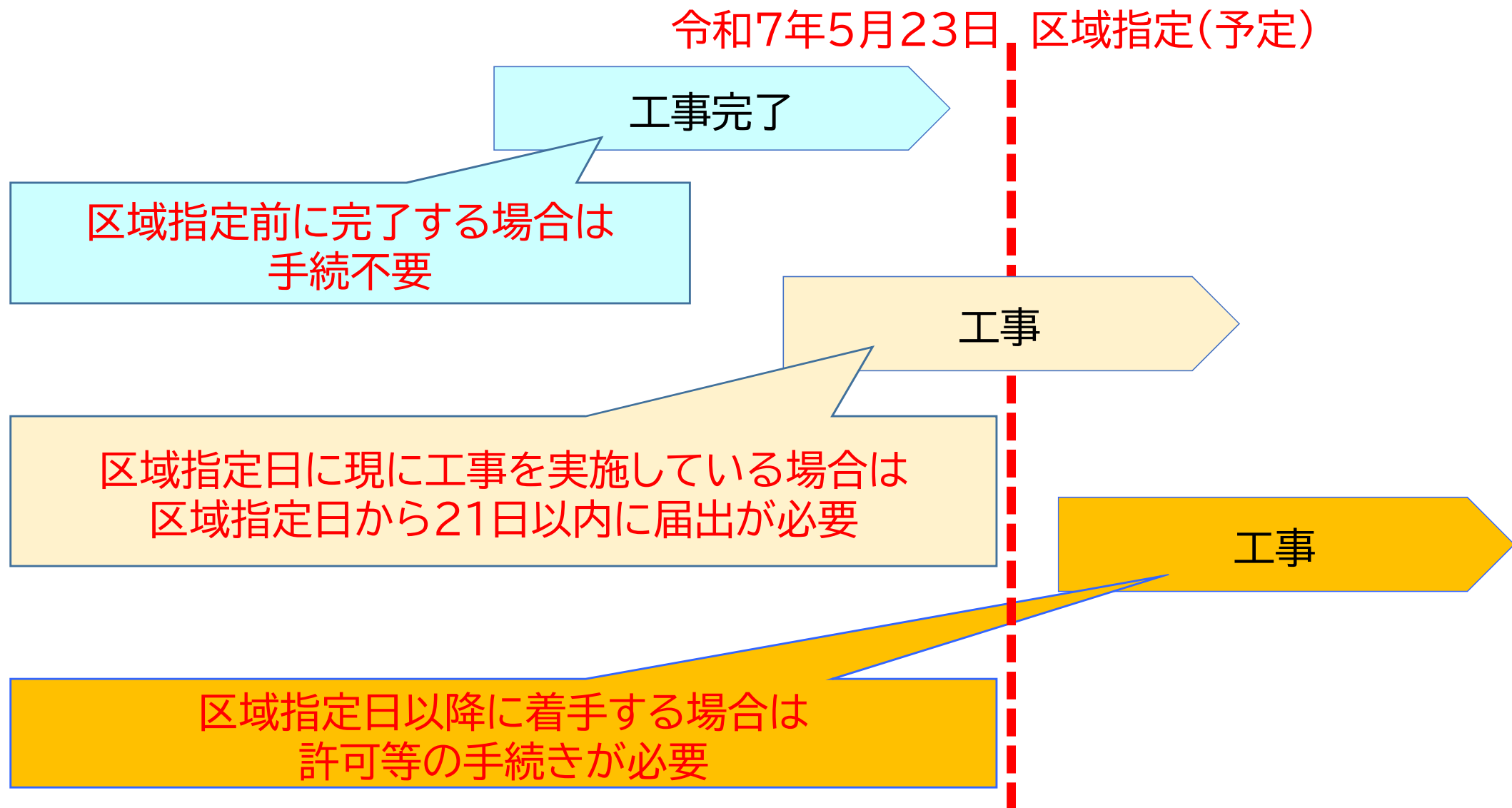
まえがき(2)

事前相談をしていただくことで、その後の手続きが円滑に進むことが期待されます。



まえがき(3)

令和7年5月23日を境に、必要な手続きが変わります。



相談窓口 (1)システムを利用した相談

本県では、土地利用を規制している既存他法令の許可担当窓口において、盛土規制法の相談を受け付けますが、窓口が複数に分かれていることから、相談窓口を検索できるシステムを設けています。

インターネットで岩手県盛土情報システムを操作していただき相談窓口を判定のうえ、御相談ください。



操作方法は
13ページから

いわて盛土情報システムページ

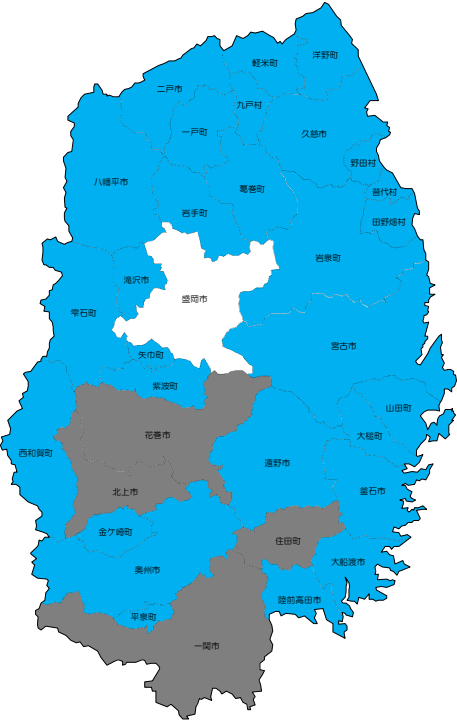
URL:http://wel

いわて盛土



相談窓口 (2)案内窓口での相談

なお、インターネットを御利用できない場合や、システム操作に不安がある方は、最寄りの市町村(ただし、花巻市、北上市、一関市、住田町は除く。)か振興局の案内窓口にお越しただければ、職員が代わりにシステムを操作して相談窓口を判定し御案内することができます。



案内窓口のある市町村

花巻市、北上市、一関市、住田町
での御相談は広域振興局（本局）
土木部にお越しください

振興局の案内窓口

所在市町村	振興局案内窓口			
	保健福祉環境部	林務部	農政部	土木部
滝沢市／矢巾町／紫波町／雫石町／八幡平市／岩手町／葛巻町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部	盛岡広域振興局 林務部	盛岡広域振興局 農政部	盛岡広域振興局 土木部
花巻市／北上市／西和賀町	花巻保健福祉環境 センター	花巻農林振興センター	県南広域振興局 農政部	県南広域振興局 土木部
遠野市		遠野農林振興センター		
奥州市／金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部	県南広域振興局 林務部		
一関市／平泉町	一関保健福祉環境 センター	一関農林振興センター	沿岸広域振興局 農林部	沿岸広域振興局 土木部
大船渡市／陸前高田市／住田町	大船渡保健福祉環境 センター	大船渡農林振興センター		
釜石市／大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部	沿岸広域振興局 農林部		
宮古市／山田町／岩泉町／田野畑村	宮古保健福祉環境 センター	宮古農林振興センター	県北広域振興局 農政部	県北広域振興局 土木部
久慈市／洋野町／野田村／普代村	県北広域振興局 保健福祉環境部	県北広域振興局 林務部		
二戸市／一戸町／軽米町／九戸村	二戸保健福祉環境 センター	二戸農林振興センター		

事前相談の事例(1)

宅地開発事業者

都市計画法開発許可手続きや
農地転用手続きに慣れていて
明らかに許可要件に合致する

建設業者

残土処分の許可が欲しい
コンサルタントに相談済で
明らかに許可要件に合致する

ストックヤード運営事業者

ストックヤード運営事業者として
国土交通省に登録申請する予定

太陽光発電事業者

他県でも許可申請済
FIT認定のために
許可が欲しい

こんな時は・・・



事前指導申出の手続きを
(p.8へ)

事前相談の事例(1)

既存他法令の許可手続き等の御経験がある事業者様や、盛土規制法の許可手続きが必要であることが明らかである場合等は、以下の書類を御準備いただき、相談窓口がご案内した「許可事務窓口」に電話連絡のうえ、「事前指導手続き」にお進みください。

書類名	備考
事前指導申出書	県HPよりダウンロード
位置図	1/25,000程度 工事区域を赤枠
現況平面図	1/1,000程度
現況断面図	
盛土等計画平面図	1/1,000程度 工事区域を赤枠
盛土等計画断面図	
排水施設配置方針計画図等	排水施設の設計・配置方針を説明したもので設計書概要書でも可
擁壁等設置方針計画図	擁壁等の設計・配置方針を説明したもので設計書概要書でも可
現況写真	対象地を各方面から網羅できるものとし、撮影方向図も添付
その他申請時必要書類	許可申請時に必要な書類を提出した場合には、事前審査をする

様式ダウンロードページ

URL:<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1084929.html>

岩手県 盛土規制 様式集



岩手県・様式集
www.pref.iwate.jp

図面作成要領

URL:<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1080597.html>

岩手県 盛土規制法審査基準



岩手県・盛土規制法による許可に係る審査基準(案)の公開について
www.pref.iwate.jp

事前相談の事例(2)

宅地開発事業者

都市計画法開発許可は
許可不要と言われた
盛土規制法は手続きが
必要なのだろうか？

建設業者

審査基準を読んでみたが
許可が必要なのかどうか
よく分からない

土地所有者

未利用の土地を有効活用したい
必要な法手続きを調査している

太陽光発電事業者

盛土造成はしないのだが
FIT認定のためには
確認が必要

こんな時は・・・



チェックリストを用意して事前相談を
(p.10へ)

事前相談の事例(2)

盛土規制法の許可や届出等の手続きが必要かどうか判断したい場合は、以下のチェックリストに記入のうえ、相談窓口にご持参ください。

盛土規制法 許可要件・規模チェックリスト

(盛土の範囲で御記入のうえ相談窓口へお持ちください)

土地の所在地	※盛土で御記入ください	
盛土・切土の高さ		盛土・切土の面積
盛土・切土の目的		

許可対象となる盛土等の規模

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

●文字 市地造成工事非開闢区域 ●官字 特定市街地緑化区域

例えは…	●宅地を造成するための盛土・切土	●残土処分場における盛土・切土	●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土	●盛土又は切土をする土地の面積が
	①盛土で高さが 1m超 2m未満 の崖を生ずるもの	②盛土と切土を同時にし、高さが 2m超 5m未満 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	③盛土で高さが 2m超 5m未満 となるもの(①、②を除く)	④盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～③を除く)

※「崖」とは、地面が水平面に対し30度を超える角度を有する土地で、硬岩質(風化の甚しいものを除く)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えは… ●土石のストックヤードにおける仮置き

例えは…	●最大時に堆積する高さが 2m超 5m未満 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	●最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの

※各自治体条例等の策定により、規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各自治体官報等に御確認ください。

許可事務公所判定チェックリスト

- ☐ 都市計画法第29条(開発許可)の許可を要する
- ☐ 自然環境保全法第25条第4項の許可又は第28条第1項の届出を要する
- ☐ 若手県自然環境保全条例第15条第4項の許可又は第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の届出を要する
- ☐ 自然公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する
- ☐ 県立自然公園条例第10条第4項の許可又は第12条第1項の届出を要する
- ☐ 森林法第10条の2の許可若しくは協議又は第10条の8の届出を要する
- ☐ 森林法第26条又は第26条の2の保安林解除申請を要する
- ☐ 森林法第34条の許可又は届出を要する
- ☐ 国有林野管理経営法第7条の貸付手続を要する
- ☐ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の許可を要する
- ☐ 農地法第4条又は第5条の許可を要する

いわて盛土留型システムの担当課区分図の判定結果 →

事前にチェックボックスが全て埋まらなくても構いません。チェックの仕方を含めて相談窓口にご相談ください。

チェックリストダウンロードページ

URL:<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1084929.html>

岩手県 盛土規制 様式集



事前相談の事例(3)

盛土規制法の一般事項について相談したい場合は、盛土等を予定している場所の住所や地番が分かるもの(地図でも可)をお持ちのうえ、相談窓口がご案内した「許可事務窓口」にお越しください。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

よくある質問

- Q 規制区域内の自分の土地を売買したい。何か手続きが必要ですか？
- A 土地売買に対する規制はありませんが、宅地建物取引業法の規定により、不動産売買や賃貸契約の際に必要な、重要事項説明の対象となっています。
- Q 許可済の盛土と、無許可の盛土は見分けられますか？
- A 許可対象の盛土の場合、許可後に岩手県盛土情報システムで公表するほか、現場に標識が設置されます。

注 意

無許可等で盛土等を行った場合などは罰則の対象になります。

- ・最大で懲役3年以下
- ・罰金1,000万円以下
- ・法人に対しては最大3億円以下

自分で判断せずに
まずは相談しよう



いわて盛土情報システム操作手順(1)



① 初回のみ利用者登録が必要です。
「盛土に関する相談」を押してください。



② 「新規登録はコチラ」を押してください。



③ 「利用規約」を確認のうえ、
「利用規約に合意する」にチェックを入れて、
「次へ進む」を押してください。

いわて盛土情報システムページ

URL:http://wel

いわて盛土

いわて盛土情報システムは準備中です



いわて盛土情報システム操作手順(2)

いわて盛土情報システム《違法盛土通報または盛土相談》

*メールアドレス（登録されたアドレスには「*****@alandis.jp」からメールが送られます。予め受信設定をお願いします）

不明点がある場合、職員から連絡させて頂く場合がございます。

*パスワード

*パスワードの確認

☐ お知らせメールを受け取る

次へ進む 戻る

④ メールアドレスを入力し、御自分用のパスワードを登録のうえ「次へ進む」を押してください。

いわて盛土情報システム《違法盛土通報または盛土相談》

*氏名

性別
選択してください

*年齢
選択してください

*連絡先

郵便番号 *住所

次へ進む 戻る

⑤ 氏名や連絡先等を入力のうえ、「次へ進む」を押してください。

いわて盛土情報システム《違法盛土通報または盛土相談》

氏名：岩手県都市計画課
性別：その他
年齢：20歳代
連絡先：019-629-5927
郵便番号：020-8570
住所：岩手県盛岡市内丸 岩手県庁

登録されているメールアドレスへ確認用のコードを送信します。

登録 戻る

⑥ 登録内容を確認のうえ、「次へ進む」を押してください。

「次へ進む」を押すと、システム(@alandis.jp)から認証コードを記載したメールが送信されますので、迷惑メール対策等がされている方は、予め受信設定をしてください。

いわて盛土情報システムページ

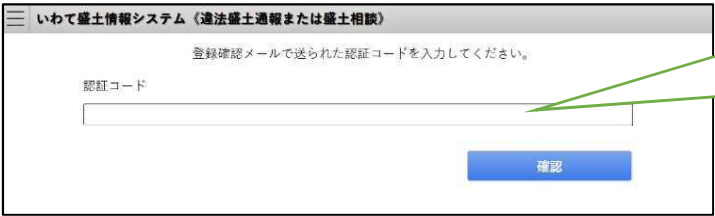
URL:http://wel

いわて盛土

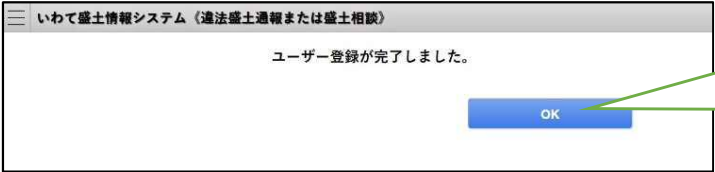
いわて盛土情報システムは準備中です



いわて盛土情報システム操作手順(3)



⑦ 登録したメールアドレスに、認証コードが記載されたメールが届きますので、認証コードを入力し「確認」を押してください。



⑧ ユーザー登録が完了しましたので、「OK」を押してください。



⑨ ユーザー登録が完了すると、ログインし、画面右上にログイン名(登録した氏名)が表示されます。

いわて盛土情報システムページ

URL: <http://www.iwate-landfill.jp>

いわて盛土

いわて盛土情報システムは準備中です



いわて盛土情報システム操作手順(4)



⑩ 「盛土に関する相談」を押します。



⑪ 事前相談したい資料を添付します。
添付ファイルは3つまでです。例えば、
「施工範囲が分かる平面図」
「盛土の形状・高さが分かる断面図」
「p.10のチェックリストに必要事項を記載したもの」
を登録します。

いわて盛土情報システムページ

URL: <http://www.iwate-landfill.jp>

いわて盛土

いわて盛土情報システムは準備中です



いわて盛土情報システム操作手順(5)

三

いわて盛土情報システム《違法盛土通報または盛土相談》

岩手県都市計画課

違法盛土写真または相談図面登録

位置指定

情報入力

確認

現場の位置を指定してください。



戻る

次へ

⑫ 「相談する場所」を地図上で選び、中央の青いピンが相談位置に立っていることを確認し、「次へ」を押します。

三

いわて盛土情報システム《違法盛土通報または盛土相談》

岩手県都市計画課

違法盛土写真または相談図面登録

位置指定

情報入力

確認

現場の情報を入力してください。

分類

選択してください

種別

盛土・切土に関する相談

タイトル

20文字以内で入力

詳細情報

200文字以内で入力

戻る

次へ

⑬ 相談したい内容を選択・入力します。盛土等の高さや面積が添付した図面で不明確である場合には、ここで入力してください。

いわて盛土情報システムページ

URL: <http://www.iwate-landis.jp/>

いわて盛土

いわて盛土情報システムは準備中です



いわて盛土情報システム操作手順(6)

三

いわて盛土情報システム《違法盛土通報または盛土相談》

岩手県都市計画課

違法盛土写真または相談図面登録

位置指定

情報入力

確認

登録内容を確認してください。

ニックネーム 岩手県都市計画課

写真

位置

分類 事業者

種別 盛土・切土に関する相談

タイトル 盛土をしたい

詳細情報 残土処分

戻る

投稿する

⑭ 相談したい内容や位置、添付ファイルを確認し「投稿する」を押します。

投稿しても相談内容が公開されることはありません。
県の相談窓口へメールが届くだけです、安心して御相談ください。



システムが相談窓口を自動判定し、情報を送信します。
相談窓口が許可事務窓口を判定し、許可事務窓口から御連絡いたします。